

令和8年度

社会福祉法人 山北町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

近年、人口減少や高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などにより、地域や家庭における支え合いの機能が低下し、孤立や生活困窮、介護負担の増大など、地域福祉を取り巻く課題は一層多様化・複雑化しています。加えて、空き家の増加や地域活動の担い手不足など、地域コミュニティの維持にも大きな影響が生じています。

こうした状況の中、社会福祉協議会は行政や関係機関、地域団体、ボランティア等との連携・協働のもと、地域生活課題の解決に取り組む役割が求められています。

令和8年度は、「第6次地域福祉活動計画」の推進年度として、基本理念である「地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり」の実現に向け、計画に掲げた各種事業に取り組んでいきます。

また、地域の実情やニーズを的確に把握し、関係機関との連携を一層強化するとともに、住民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持ち、助け合いながら安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現をめざし、各種事業を推進してまいります。

【重点目標】

1. 第6次地域福祉活動計画の推進

町の「第4期地域福祉計画」と一体で策定した「第6次地域福祉活動計画」に基づき、基本理念である「地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり」の実現に向け、本計画を推進します。さらに、町と共同設置している「山北町地域福祉計画等進行管理委員会」において、計画の進行管理を行います。

2. 財政基盤の強化および財源の安定的確保

自主財源を確保するため、一般会費、特別会費、賛助会費の加入促進を図るとともに、共同募金額の増額について協議・検討いたします。また、共同募金配分金、寄付金等の維持・強化を図りつつ、行政からの補助金、受託金等の公費財源の安定的確保を図ります。

3. 生活支援事業を担う人材の確保

地域福祉を取り巻く課題の多様化・複雑化にも的確に対応していくため、事業活動を周知しながら広く声掛けをするなどして、人材の確保に努めます。

4. 法人後見事業の実施に向けた取組み

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の判断能力を補うための法人後見事業の早期実施に向け、事業立ち上げ準備委員会を開催し、事業の問題点や課題事項等について調査・研究していきます。

【事業内容】

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会等の定期的開催
 - ①理事会（3回）、評議員会（3回）、監事会（1回）の開催
 - ②正副会長会の開催（随時）
 - ③評議員選任・解任委員会の開催（評議員交代時）
 - ④役員研修会の開催（対象：理事、監事）
- (2) 事務局体制の強化
 - ①職員の研修会等
- (3) 自主財源の確保
 - ①社協会員の加入促進
一般会費、賛助会費、団体会費
 - ②寄付金
 - ③収益事業
自動販売機、マッサージ機、有料駐車場、広告料
- (4) 基金の管理・運用
- (5) 第6次地域福祉活動計画の進行管理
- (6) 関係機関との連携
 - ①役職員の他機関への参画
 - ②民生委員・児童委員活動との協働

2. 企画・広報事業

- (1) 広報紙「社協やまきた」の発行（年6回）
- (2) ホームページの活用・充実
- (3) 社会福祉大会の開催

3. ボランティア活動事業

- (1) ボランティアの発掘と登録の推進
- (2) ボランティア活動保険の加入促進
- (3) ボランティア団体活動補助金の適切な交付
- (4) 災害ボランティアセンター運営体制の整備
 - ①災害ボランティアセンター運営町民スタッフ養成講座の開催
 - ②災害ボランティアセンター研修会等の広域的な連携

4. 地域福祉推進事業

- (1) 高齢者等の生きがい事業の実施
 - ①いきいきサロンの実施（月 1 回、第 4 火曜日）
 - ②ニコニコ健康体操（火曜日コース・水曜日コースともに月 2 回）
- (2) 小地域サロン活動への支援
- (3) レスパイトサービス事業への助成
- (4) 地区社協活動の支援
 - ①地区社協活動を支援するための助成金交付（8 地区社協）
 - ②地区社協活動の広報
- (5) 福祉団体への助成金交付（4 団体）
- (6) 福祉団体活動の活性化を促す協働事業の実施
 - ①世代間交流事業の実施（老人クラブ連合会と子ども）
 - ②ともしびショップ「さくら」の運営支援
 - ③やまぶき学級の開催
- (7) 福祉教育の推進
 - ①福祉体験学習の実施
 - ・高齢者施設での体験学習
 - ・ボランティアによる講座（手話・車いす等）
- (8) 行事用器材貸出事業の実施

5. 相談援護事業

- (1) 各分野の相談事業の実施
 - ①心配ごと相談（町助成事業：月 1 回、第 1 金曜日）
 - ②福祉と暮らしの相談窓口（社会福祉協議会）
- (2) 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協受託事業）
- (3) 緊急援護貸付事業の実施

(4) 成年後見相談事業の実施

①あしがら成年後見センター（中核機関）との連携

(5) 法人後見事業の実施に向けた取り組み

6. 共同募金配分金事業

(1) 共同募金運動の実施

(2) 共同募金配分金事業の実施

7. 在宅福祉サービス事業

(1) 移送サービス事業の実施（町受託事業）

(2) 会食サービス事業の実施（町受託事業）

(3) 配食サービス事業の実施（町受託事業）

(4) 福祉車両貸出事業

(5) 福祉器材貸出事業の実施

車いす、ポータブルトイレなど

8. 善意銀行事業

(1) 金銭預託

①一般寄付

②指定寄付

(2) 物品寄付

9. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

(1) 福祉サービス利用援助

(2) 日常的な金銭管理サービス

(3) 書類等預かりサービス

10. 地域包括支援センター事業（町受託事業）

（1）総合相談支援業務

①介護相談

（2）権利擁護業務

（3）包括的・継続的ケアマネジメント業務

①町内ケアマネ会（8回／年開催）

②地域包括ケア会議（4回／年開催）

③行政会議（4回／年開催）

④ケアマネ連絡会（1回／年開催）

（4）介護予防ケアマネジメント業務

（5）認知症に関する取り組み

①認知症サポーター養成講座

②認知症サポーターステップアップ講座

③認知症カフェ（ひだまりカフェ：原則毎月第4金曜日開催）

④認知症初期集中支援チーム会議（2回／年開催）

（6）見守りネットワーク事業の実施